

2017年秋季年末闘争・組織拡大

# 建設労働本部闘争速報

2017年10月26日／第15号

〒060-0909 札幌市東区北9条  
東1丁目北海道労働センター2F  
TEL 011-711-7377  
FAX 011-711-7388  
e-mail / kenkoro-do@nifty.com

## 上肢障害不支給決定取り消し訴訟 12月27日に結審弁論 原告本人尋問終わる

10月24日、上肢障害の労災不支給決定取り消しを求める裁判の原告本人尋問が札幌地裁でおこなわれました。原告の岡内優子さんは、ホテルニュー王子などの職場で食材の下ごしらえ（米や野菜を洗う、皮むき・カットなど）や調理器具の洗浄など手や指に負担のかかる仕事を長年にわたってする中で、指先の変形と痛み、ヒジの痛みで苦しむようになりました。2012年に変形性指関節症（指曲り病）と変形性肘関節症の診断を受けて労災申請しましたが、苦小牧労基署で不支給とされ、審査請求・再審査請求でも認められなかったため、2016年1月に提訴しました。

この日の尋問で岡内さんは、仕事の内容や症状の変化などについて、被告代理人の反対尋問にもしっかりと答え、「これからも安心して治療できるようにしてください」と訴えました。湯川浩昭裁判長は次回期日を12月27日に指定し、この日で結審となります。

岡内さんが労災申請した苦小牧労基署ではいきなり「取り下げ書」を求めるという異常な対応でしたが撤回させました。署の不支給決定の理由は「過度の身体的負荷のかかる過重な業務に従事していたと認めるることは困難である」ということでしたが、審査請求では審査官が「過重な業務に就労していた期間が2か月間しかないため認定要件を満たさない」として棄却しました。しかし、情報開示請求した資料をもとに正確な労働時間を算出して再審査請求をおこなった結果、労働保険審査会は「過重な業務に就労した点では認定要件を満たしている」と判断し、審査官の不支給理由をしりぞけました。ところが「症状が増悪した時期の直後に医療機関を受診していなかったから認定要件を満たさない」という新たな理由を設けて再審査請求を棄却したのです。

## 公正な判決求める署名始める

道本部労災職業病部会は、全国部会や「いの健北海道センター」などにも協力をしてもらいながら、札幌地裁での「公正判決を求める署名」運動を始めます。全道の仲間のみなさんの協力をお願いします。（署名用紙と具体的なとりくみについては別途お送りします）

## 建設アスベスト訴訟 横浜地裁で勝訴判決 国に6度目の断罪・メーカーには2度目

横浜地裁は10月24日に「首都圏建設アスベスト・横浜第2陣訴訟」の判決を言い渡し、国と建材メーカー2社に3億円余りの賠償を命じました。国については6度目の勝訴判決で、国の責任はもはや争う余地がなくなりました。建材メーカーについては京都地裁に続いて2度目となり、札幌高裁での第1陣訴訟控訴審や札幌地裁での第2陣訴訟をふくめ全国で企業責任を認めさせる判決を広げることをめざします。